

生食監発1111第1号  
平成28年11月11日

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部監視安全課長

食品衛生法に基づく行政処分に係る疑義照会について（回答）

「食品衛生法に基づく行政処分に係る疑義照会について」（平成28年11月11日衛生第545号）の照会事項について、以下のとおり回答します。

記

本事案に係るタケフーズが製造した製品の食品衛生法（以下、「法」という。）第6条第3号の該当性については以下のとおりと考える。

本事案において、病原微生物である腸管出血性大腸菌 0157 により汚染され、食中毒の原因と断定された製品と同一製造日の製品については、法第6条第3号に該当すると考えられる。

当該製造者が製造したその他の製品の法第6条第3号の該当性については、貴県の調査結果が不十分であることからその判断は困難である。

しかし、事案発生から長期間が経過しており、食中毒被害防止の観点から速やかに関係製品の自主回収を指導することが適当と考える。

衛生第545号  
平成28年11月11日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長 様

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課長

食品衛生法に基づく行政処分に係る疑義照会について

神奈川県等で発生した「そうざい半製品」を原因食品とする腸管出血性大腸菌O157食中毒事件につきましては、下記のとおり状況にあります。

当該原因食品は消費者が加熱したと思う調理方法ではO157が残存する食品であるといえるため、食品衛生法第6条第3号違反の食品と解し、当該食品製造者の「タケフーズ株式会社（以下「タケフーズ」）の製造室内における細菌汚染（二次汚染）が否定できない平成28年8月31日から9月21日の間に製造された加熱殺菌工程の無い製品を対象として、回収命令の行政処分を行うことが可能かどうかご教示願います。

記

- 1 タケフーズで製造された加熱工程の無いメンチカツ（以下（1）から（3）の商品）からO157が検出されていること。
  - （1）和牛・相模豚 メンチ 肉の石川（販売者：株式会社 肉の石川 N I T。以下「肉の石川メンチ」）
  - （2）ジューシーメンチカツ（販売者 米久株式会社。以下「米久メンチ」）
  - （3）牛タンメンチカツ（販売者：株式会社フジ食品。）
- 2 1のメンチカツ喫食者の食中毒の原因物質がO157であること。
- 3 国立感染症研究所等による遺伝子検索により、神奈川県患者株、尼崎市患者株、「肉の石川メンチ」株、「米久メンチ」株の相同性が確認されたこと。
- 4 3から食中毒の原因食品である「肉の石川メンチ」を製造した8月31日から「米久メンチ」を製造した9月21日までの製造期間は、製造室内における製品の細菌汚染が否定できないこと。
- 5 「肉の石川メンチ」及び「米久メンチ」の調理に際して、消費者は、一部の者を除き、

「十分に加熱した（又はつもり）」とコメントしていること（「別紙」参照）。

担 当 生活衛生局衛生課食品監視班  
電話番号 054-221-3708

(別紙)

●自治体別患者と加熱状況表

自治体名	アイテム名	患者数 (人)	加熱状況 (人)			
			十分加熱	加熱	不十分	調査中
神奈川県	石川メンチ	47	6	12	2	27
藤沢市	石川メンチ	5			5	
相模原市	石川メンチ	3	3			
尼崎市	米久メンチ	1	1			
秋田県	米久メンチ	1				1
広島市	牛タンメンチカツ	1	1			
合 計		58	11	12	7	28

※加熱状況は各自治体が行った患者からの聞き取りに基づいたもの